

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、深谷地区共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）深谷地区）計画を変更することについて平成24年9月18日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成24年10月5日から同月25日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造